

会議案第2号

新型コロナウイルス感染症対策における臨時休校に伴う子どもたちの心のケアとゆたかな学びの保障を求める意見書

「新型コロナウイルス感染症対策における臨時休校に伴う子どもたちの心のケアとゆたかな学びの保障を求める意見書」を別紙のとおり提出する。

令和2年6月25日 提出

提出者

教育民生常任委員会委員長 諸伏 清児

新型コロナウイルス感染症対策における臨時休校に伴う子どもたちの心のケアとゆたかな学びの保障を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大により3月から臨時休校が行われ、その後においては感染症拡大防止に最大限留意しながら、分散登校や短縮授業が続いています。突然の休校によって子どもたちは、ともに学ぶ場を失うとともに、友だちとの会話や遊びを楽しむ機会等、かけがえのない時間を失いました。

再開後の学校には、感染症対策に万全の対策を講じつつ、子どもたち一人ひとりに寄りそう中で、子どもたちの心のケアとゆたかな学びの保障をすすめていくことが求められます。これまでの教育活動が制限された中で、ゆたかな学びを保障するためには、一人ひとりの学びを支援するための教職員配置が今以上に必要となります。また、ストレスや不安をかかえる子どもたちには、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援が求められます。さらには、感染症対策に万全を期するためには、スクール・サポート・スタッフ等、より多くの人的配置が必要不可欠です。

今後、感染拡大による臨時休校を想定した際に、子どもたちの学びを保障するために、パソコン、タブレットやスマートフォン等のICT機器を活用することは、有効な手段となります。しかしながら、ICT機器やネット環境の整っていない学校・家庭もあることから、その環境整備は急務となっています。導入のための予算措置はされましたが、通信料、機器のメンテナンス、ソフトウェアの提供等は、自治体の負担となっていることから、自治体間による格差が懸念されます。公教育の一部としての情報機器活用については、国の予算措置により実施されることが望まれます。

前例がない緊急事態の中で、学校が子どもたちや保護者の不安に向き合うとともに、「社会総がかり」で子どもたちの心のケアとゆたかな学びの支援を継続して行う必要があります。

よって、次の事項について配慮されるよう、強く要望いたします。

- 1 子どもたちのいのちと心のケアを含む心身の健康保持及びゆたかな学びの保障にむけ、きめ細かな支援や配慮のための人的配置を拡充すること。
- 2 いかなる状況の中でも学びの継続を保障するため、必要な環境整備を国の財源ですみやかに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月25日

平塚市議会